

令和三年五月二十八日受領  
答弁第一三三八号

内閣衆質二〇四第一三三八号

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員江田憲司君提出新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出新型コロナウイルスの感染抑止のための下水道検査に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の「下水道検査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の令和三年四月十二日の衆議院決算行政監視委員会において、菅内閣総理大臣が、「我が国のこれまでの感染状況というのは数が少ないということで、水中のウイルス濃度から感染者を推定することは・・・困難」であるが、「そうしたことが可能であれば是非やりたい」と答弁しているとおり、政府としては、現在、国立感染症研究所等において、下水から新型コロナウイルスを検出する方法に係る検討等を行っているところであり、引き続き、下水に含まれる新型コロナウイルスの調査を新型コロナウイルス感染症の監視体制の強化にどのように活用していくかについて検討を進めてまいりたい。

二について

お尋ねの「下水道処理場」の意味するところが必ずしも明らかではないが、全国の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場の数は、公益社団法人日本下水道協会の「平成

三十年代版下水道統計」によると、平成三十一年三月末時点で二千六百六十八であると承知している。

### 三及び四について

「実施する場合、・・・施設単位の下水道（マンホール）検査も組み合わせで行うべきではないか」及び「下水道検査を実施するにあたっては、これら民間の能力も活用すべきではないか」とのお尋ねについては、政府としては、一についてでお答えしたとおり、現在、下水に含まれる新型コロナウイルスの調査を新型コロナウイルス感染症の監視体制の強化にどのように活用していくかについて検討を進めているところであり、当該調査の実施に当たっての具体的な手法等については、当該検討の結果を踏まえた上で、検討すべきものであると考えている。

### 五について

お尋ねの「少なくとも「精度」の問題はクリアできた」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、政府としては、一についてでお答えしたとおり、現在、国立感染症研究所等において、下水から新型コロナウイルスを検出する方法に係る検討等を行っているところであり、引き続き、下水に含まれる新型コロナウイルスの調査を新型コロナウイルス感染症の監視体制の強化にどのよう

に活用していくかについて検討を進めてまいりたい。